

玄海町地域教育魅力化支援補助金交付要綱

令和5年4月1日

要綱第22号

(趣旨)

第1条 町長は、地域の活性化と将来に向けた定住・交流人口・関係人口拡大を図ることを目的に、佐賀県立唐津青翔高等学校（以下「高校」という。）と協働した地域と教育による魅力化へ資する活動や取組を支援するとともに、高校に進学を希望する学生や高校に通学する学生の親権者又は法定代理人（以下「親権者」という。）の経済的負担を軽減し、全国から高校に入学する生徒募集を支援するため予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、玄海町補助金等交付規則（令和5年玄海町規則第2号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) げんかいみらい留学生 高校に通学する目的で町内の下宿等を利用する学生をいう。
- (2) 下宿等 げんかいみらい留学生が町内に居住することを目的に賃貸借契約した下宿、間借り又は民間の賃貸住宅への居住、民宿等へ宿泊することをいう。ただし、3親等以内の親族等が所有する持ち家等に居住するものを除く。
- (3) 家賃等 賃貸物件の賃貸借契約等に基づく物件の使用対価として支払う賃借料又は民宿等への宿泊費のほか下宿等のために取り交わした契約内容に含まれる経費をいう。ただし、管理費、共益費、敷金礼金、仲介手数料などは除く。
- (4) 体験入学等 高校に進学を希望する、学校教育法（昭和22年法律第26号）で定める中学校に通う中学生が、県外から体験入学等を行うことをい

う。

- (5) 交通費等 体験入学等により現住所地と本町の往復に係る交通費及び町内施設における宿泊費又はげんかいみらい留学生在が親権者の住所地と本町の往復に係る交通費をいう。

(補助事業等、補助金額)

第3条 補助金の対象事業は次のとおりとする。

- (1) 生活支援事業
- (2) 学校等見学支援事業
- (3) 帰省支援事業
- (4) 地域教育魅力化事業

2 前項各号の補助金の額は、別表第1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 前条第1項に定める補助金の交付申請者、補助金交付申請書様式及び提出期限等は別表第1に定める。この場合において、同項第2号の補助金の申請に当たっては、町の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と補助事業等の交付の申請をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前条第1項第1号から第3号までの申請書は、規則第12条の規定に基づく実績報告書を兼ねるものとする。

(補助金の交付決定等)

第5条 町長は、補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金を交付することを決定したときは、速やかにその決定の内容を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。この場合において、第3条第1項第1号から第3号までの補助金を交付することを決定したときは、併せて額の確定を行うものとする。

(交付の条件)

第6条 前条の規定により第3条第1項第4号の補助金の交付の決定を行うとき、規則第5条により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には町長の承認を受けること。ただし、補助金額かつ補助事業の内容に変更がない場合は、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、町長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

2 前項第2号の規定により、町長に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第3号のとおりとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の補助金実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から14日経過した日又は毎年度3月31日のいずれか早い日とする。ただし、第3条第1項第1号から第3号までの補助金の実績報告は、第4条第2項によるものとする。

(補助金等の交付)

第8条 第3条第1項第1号から第3号までの補助金は、精算払で交付し、同項第4号の補助金は、概算払又は精算払で交付することができる。

2 規則第15条に規定する補助金等交付請求書は、様式第5号のとおりとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(失効期限等)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき交付決定された補助金については、第3条の規定による終了する月まで同日以降もなおその効力を有する。

別表第1 (第3条、第4条関係)

対象事業	対象経費	補助金額	申請対象者	補助条件	様式
生活支援事業	下宿等の家賃等	月額3万円を上限とし、支払額又は領収額を超えない額	げんかいみらい留学生又はその親権者(ただし、高校の授業料等学校徴収金を滞納していない者に限る。)	げんかいみらい留学生が入学を許可された月から高校の正規の最短就学期間が終了する日が属する月までとする。(最長36月)申請書の提出期限は、4月分から9月分を10月末までに、10月分から3月分を3月31日までとする。	様式第1号
体験入学等支援事業	住所地と目的地の往復に要した交通費等(ただし、佐賀県内は除	一家族当たり上限3万円(1の年度につき1回限り)	体験入学等に参加する学生又はその親権者	玄海町職員の旅費に関する条例(昭和37年玄海町条例第2号。以下「旅費条例」という。)に準じ、実費とする。ただし、自家用車を利用した場合の	様式第1号

	く。)			対象区間の対象経費は、別表第2に規定する額とし、レンタカーを利用した場合は、車両の賃借に係る費用及び有料道路通行料金を含み、宿泊の場合は、町内施設に限るものとする。申請書の提出期限は、学校等見学をした日から30日以内とする。	
帰省支援事業	下宿等から親権者が生活を営む住所地の往復に要する交通費等	1回当たり上限5万円 (1の年度につき2回限り)	げんかいみらい留学生又はその親権者(ただし、高校の授業料等学校徴収金を滞納していない者に限る。)	旅費条例に準じ、実費とする。ただし、自家用車を利用した場合の対象区間の対象経費は、別表第2に規定する額とする。申請書の提出期限は、下宿等に帰着した日から30日以内とする。	様式第1号
地域教育魅力化事業	報償費 需用費 役務費 使用料 等	予算の範囲内	趣旨に基づいた活動を実施する者	玄海まるっと委員会で決定した活動計画に基づく地域の活性化と教育の魅力化につながる事業とする。申請書の提出期限は、	様式第2号

				事業実施日の14日前 までとする。	
--	--	--	--	----------------------	--

別表第2（第3条、第4条関係）

住所地	対象経費（単位：円）
大阪府	50,000
兵庫県	48,000
鳥取県	45,000
島根県	37,000
岡山県	38,000
広島県	26,000
山口県	16,000
徳島県	46,000
香川県	41,000
高知県	37,000
愛媛県	27,000
福岡県	5,000
長崎県	9,000
熊本県	12,000
大分県	15,000
宮崎県	25,000
鹿児島県	25,000

※上記金額は往復に係る経費であり、住所地都道府県が上記以外（佐賀県を除く。）の場合は、一律50,000円とする。